

曹魏爵制に關する二三の考察

守 屋 美 都 雄

一 は し が き

漢代、特に前漢時代に重點をおいての爵制については、かなり以前から、かなり多くの人によって研究が進められてきているが、その爵制が魏晉南北朝時代に入つて、どのような形で受けつがれていったかについては、少なくとも漢代ほどには精細な研究が行なわれていない。本稿は曹魏時代の爵制に照射を加えて、いくらかでも未開の分野を拓こうとするものである。しかし、曹魏爵制の全體系をまねばなく明かにするには史料はあまりにも缺如しているし、また曹魏爵制の歴史的意義を論ずるには、それ以外の時代の爵制に對する私の理解が十分でないので、ここではむしる問題を限定して私が特に關心をいだいた若干の點に

ついて極めて制度史的な究明を試みるつもりである。

すなわち一つは爵制の系列とその系列の形成の過程の考察であり、二つは列侯・關内侯の封戸の大きさに關する問題であり、三つは列侯・關内侯の相續と分封の問題にみられる特色の指摘であるが、私のこうした問題に對する關心は、牧野巽博士の「西漢の封建相續法」^①、布目潮瀨氏の「前漢侯國考」^②、及び越智重明氏の「晉爵と宋爵」等の論文の啓發によつて導かれてきたところが少くない。本論中、一々、注記に及ぶ煩をさけるが、豫めここに記して謝意を表したいと思う。

① 牧野博士論文、「支那家族研究」所收。

② 布目氏論文、東洋史研究一三ノ五。

③ 越智氏論文、史淵第八五輯。

二 曹魏爵制の系列とその形成過程

曹魏の封爵については、通典卷一九 職官封爵の條に

魏王公侯伯子男、次縣侯、次鄉侯、次亭侯、次關内侯、凡九等。

とあり、俞正燮の引く理道要訣^①には

魏十等封、以鄉侯爲第八、亭侯第九、關内侯第十

とある。爵數に關して同じ杜佑の作に係る二つの書に相違のある理由は明かでないが、ともかく魏の上級爵の形はここに總括されている。そして右によつて考えると、魏爵の體系は、上に周代的理念にもとづく五等爵を配し、下に秦漢爵制をうけた列侯・關内侯等を配したもののようである。

ところで右二書の記述は、後人がその大要をまとめたのであるから、一々の爵の形成過程は必しも詳説されていない。そこでまづ、右の五等爵系列の爵の形成から見てゆくと、端的にいつてこれは宗室のみの就きうるものであつたらう。魏の宗室の傳は魏志卷一九・二〇等に詳しいが、そこには宗室が低きは亭侯・鄉公より始まつて、順次、侯↓

公↓王と進爵するさまが書かれている。その反面、異姓の功臣が公・王となる例はのちの宗室に當る司馬氏を除いて殆んど認められないから、原則的には宗室に與えるものであつたと思われる。それにしても魏志の中には「王・公・侯」の實例はあるが、「伯・子・男」については具體例らしいものが見當らぬ。それ故に、魏に果して伯・子・男があつたかどうか疑わしくも思われるが、魏志卷二 文帝紀 黃初三年（二二二）の條に、

三月乙丑、立齊王叡爲平原王、帝弟鄆陵公彰等十人、皆爲王、初制封王之庶子爲鄉公、嗣王之庶子爲亭侯、公之庶子爲亭伯。

とあつて、そこには公・侯・伯の名が見えている。晉書地理志には同じことを

初制王之庶子爲鄉公、嗣王之庶子爲侯、公之庶子爲亭伯。

とし、この方が記事としてやや勝っているようであるが、いづれにせよ宗室の庶子に關して、公から伯までの爵號が定められたことがわかる。そして實際の例に徴しても、樂陵王曹茂の子竦が陽都鄉公であり、彭城王曹據の庶子闓が

東安郷公であったというように、これらの爵號が規定通り用いられたことは確かである。そこで、

始王の庶子||郷公 嗣王の庶子||侯

公の庶子 ||亭伯 侯の庶子 ||亭伯

という形から推してゆけば、宗室で郷侯たるものの庶子が「子」であり、亭侯たるものの庶子が「男」であるという規定が存したのではないかと考えられてくる。要するに宗室の庶子のケースまでを考慮の中に入れれば、一應、五等爵の存在を想定しても差支えないであろう。

魏では文帝の黃初二年（二二一）に、宗室で「公」となったものが多く、宛公曹據・晉陽公曹宇・贊公曹衰・襄公曹峻・燕公曹幹・汝陽侯曹彪・歷城公曹徽らはいづれもそれであるが、翌三年（二二二）には十一人の「王」が作られたが、それと共に宗室の庶子への授爵の制も定められた。したがって、五等爵制が形をととのえたのは、おそらく黃初二年から三年ごろであったろう。

ところで魏が宗室諸王を重んぜず、國の衰弱を招いたことについては、従来も十分説かれてきているし、魏志卷一九・二〇の宗室諸王の傳を見れば、魏が諸王を千里のかな

たに隔てて朝聘の儀なからしめ、諸王の遊獵も三十里の以内に限り、また防輔監國の官をおいて諸王を伺察し、諸王相互の通交を抑え、轉封・徙封を多くして社稷の實なからしめ、兵力の保有も老兵百餘人に制限したことなどが詳かに記されている。そこでいまは宗室諸王についてはこれ以上深くふれぬこととし、従来、十分に検討されていない列侯・關内侯以下の實態について考察を進めよう。

さきにも述べたように、宗室は上位に進めば王・公等五等爵の系列に達するが、かれらと雖も、初めは亭侯・郷侯・侯の道を経たのであって、その邊の爵に在る限り、異姓の臣下と同じ爵級を踏んだわけである。そして、これは、もはや五等爵の系列でなく、秦漢爵制の系列に近いものであった。魏の曹操が自らの意志で功臣の封建を初めて行ったのは後漢の建安十二年（二〇七）であるが、このときの功臣二十四人に對する論功はまだ漢爵の制によったのである。それが魏志卷一 建安二十年（二一五）の條に

九月、天子命_レ公承制、封_二拜諸侯守相_一、冬十月始置_二名號_一。侯_至五大夫、與_二舊列侯_一、關内侯_一凡六等、以賞_二

軍功_一

と書かれているのを見ると、曹操独自の爵制に移行したことが知られる。もちろん、この場合、列侯・關内侯は舊との制をそのまま活かしたことになるが、それとても詳しくいえば前漢二十級爵の列侯・關内侯そのままではなくて、特に列侯の内容はさらに細分されていた。魏志卷五皇后紀に、明帝太和(二二七—三二)の制として、後宮の女の十二等の官爵が制定されたことが見えているが、それによると、貴媛・夫人が爵に視比するところなしといわれているのを別として、淑妃・淑媛・昭儀・昭華・脩容・脩儀がそれぞれ、諸侯王・縣公・縣侯・鄉侯・亭侯・關内侯に視比されている。これによって、魏の列侯とは詳しくは縣侯・鄉侯・亭侯を指すことがわかる。

すでに布目潮風氏が明快に指摘されたように、前漢時代には、列侯が亭や郷を實質的に食むような場合でも、その亭や郷が縣並みの扱いになり諸侯の國と稱せられていた。もっとも前漢には一縣の中の相當多くの戸を食む列侯が多かったが、前漢末以來、郷・亭程度の戸を食むものが多くなり、後漢にはその事實を反映して縣侯(一侯)の外に郷侯・亭侯と稱するものが生れてきた。曹操は後漢あたりに

始まる細分された名稱をそのままに用いようとしたのである。

ここで一つ問題となることがある。魏志卷一建安十八年の條の注に、曹操に勸進した人の名が列擧されているが、その中に一般の郷侯・亭侯と共に都郷侯・都亭侯というのが見える。この二つは、さきの通典にも理道要訣にも、皇后紀にも見えていないが、果していかなる等級に属するものであるか。魏志を通じて都郷侯の事例七例、都亭侯の事例十四例を見るが、その魏爵の内部における位置を検討しておかねばならないと思う。

さて亭・郷は縣と並び、古代聚落の代表的なものであるが、ここでは聚落の問題に深入りすべきではないので、宮崎市定博士の説^⑥を借りると、亭・郷・縣はみな城郭にかこまれた都市で、その相異は單に大きさだけであり、縣はそれ自身が大きな郷(都郷)であると共に附近の小さな郷を支配し、郷もまたそれ自身大きな亭(都亭)であると共に附近の小さな亭を支配するものであったという。縣・郷がそのまま都郷・都亭であるかどうかはなお疑問であるが、都郷・都亭が縣・郷や城に密着してあったことは確かであ

ろう。都亭侯はこの郷城の中にある亭に食み、都郷侯は縣城の中にある郷に食むことになるが、それならば都亭侯・都郷侯は一般の亭侯・郷侯より上位の爵級に當るのであるうか。それについて私は、魏代における進爵の例のすべてに當って検討してみたところ、一般の亭侯・郷侯から進んで都亭侯・都郷侯になった例は一つも見當らぬことを知った。そしてその反對に、太祖のとき、初め都亭侯であった曹仁が、轉封によって安平亭侯となり（魏志卷九）、また文帝のとき、初め都郷侯であった張既が、軍功による轉封によって西郷侯に徙封された事實もある（魏志卷一五）。さらに、後段に示す郷侯・都郷侯・亭侯・都亭侯の戸數の表によって較べても、「都」とつくものが隔絶して大きいというようなことは全く認められない。このように見るならば都郷侯・都亭侯はただ封地のあり場所を示すにすぎず、特に一般の郷侯・亭侯と隔絶した上位の爵級ではあるまいと思う。

ついでながら魏制において史籍に都郷侯・都亭侯の見えるときに、固有の地名を冠して呼ぶことは極めて稀である。しかし後漢に溯ると、鄧弘の子の甫徳が、兄廣徳の封

地たる西平の都郷を分授されて都郷侯となった例を初めとして（鄧禹傳）、宜陽都郷侯尹勳、西鄂都郷侯呂某があり、また都亭侯には呂都亭侯虞放、鄴都亭侯霍詡がある。西平・宜陽・西鄂はすべて縣の名である。したがって呂・鄴は郷名であろう。都郷・都亭はそれぞれ縣城・郷城に何らかの形で密接している郷・亭であるから、縣城・郷城の外にある郷・亭のように固有の地名を冠せられる必要がなかった。それ故に魏の都郷侯・都亭侯も、おそらくその縣・郷の名を略してそう呼ばれたにちがいない。たった一つの例であるが、魏志卷一八の臧霸傳注に引く魏書に

孫觀：功次於霸、封呂都亭侯

とあるが、これは省略に従わない時の呼稱の具體例である。

次にいま一つの問題は、俞正燮^②が、亭侯と關内侯の中間に「列侯」という爵名の存することを主張していることのは是非である。俞氏の説はこうである。魏志の中に、張遼が都亭侯となり、のち兄の汎及び一子を分封して列侯としたことが見え、樂進が廣昌亭侯に封せられ、千二百戸のうち五百戸を分つて一子を列侯に封じたことが見え、さらに臧

霸が功によって侯となつたとき、その子三人が列侯に封ぜられ、一人が爵關内侯を賜つたことが見え、また新野侯文聘が呂戸を分つて、子を列侯に封じたことがあるが、これらから見ると、列侯は亭侯より下、關内侯より上ということにならねばならぬ。しかし一方、理道要訣によると、魏の十等封の中に「列侯」の名は見えないから、これは魏末には消滅したのであろう、と。

ところで魏における子弟への分封例は私の知る限りで二十八例ある。その中で分封を行った本人が郷侯であるものは六、亭侯であるものは三である。また子弟分封の事例を時代別にすると、子弟を分封して「列侯」としたと書いてあるのは太祖・文帝・明帝の時代に限り、齊王・高貴郷公の代になると、分封の結果「亭侯」・「關内侯」となつたと書いてある例ばかりで、「列侯」と書いてある例が見當らない。このことは一見、俞氏の説の正しさを裏書きするようである。

しかし、それにもかゝらず私は俞氏の説には、にわかに従うことができない。第一に私は魏志にあらわれる限りの進爵事例を個人別に調べたが、その中には、「關内侯↓

列侯↓亭侯」というコースを辿つた人が一人もなく、この點を、通典・理道要訣等の記事とも併せて考えて、俞氏説に従うことに躊躇を覚えざるをえない。第二に、魏志卷二文帝黃初二年正月の條に

辛巳、分三公戸邑、封子弟各一人爲列侯。

とあるが、ここにいう列侯の概念は、特別の説明が添えられていない限り、魏志卷一建安二十年の名號侯以下の設置の記事の「與舊列侯・關内侯」の列侯と異なるものとは考えにくい。そして魏志卷一八臧霸傳を見ると、太祖が袁紹を討つたあと臧霸は吳敦・尹禮・孫觀らと會賀したが、このとき太祖は諸臣の功をたたえ「東州擾攘、霸等、義を執りて暴を征し、功、これより大なるは莫し、皆、列侯に封ぜん」といい、その結果、霸は都亭侯となつている。したがって、この場合、都亭侯は列侯の概念の中に包攝されているのである。また卷二四崔林傳に

後年（景初元年—二三七—以後）爲司空、封安陽亭侯。

邑六百戸、三公封列侯。自林始也

とあって、ここでは亭侯が列侯の概念の中に包攝されている。このように見ると、分封事例に見える「列侯」は

魏爵の系列の中にそのような爵階があったことを意味するのではあるまい。本来ならば、侯・郷侯・亭侯などと詳しく書くべきところを列侯という廣義の概念をもつ言葉で表現したものと解するか、それとも、分封の場合、一亭・一郷をまるまる食むことなく、分封主體者の収入の一部を一定数だけ得るのみという形の場合があって、郷侯・亭侯の語を用いたいときに、便宜「列侯」の名が用いられたとでも解するのが穩當ではあるまいか。

さて列侯に關する諸問題について述べ終つたので、次に關内侯についてふれるが、一番の問題はそれが有封であつたか無封であつたかということであろう。また俞正燮^⑧は、魏武が後漢の制を變通して立てた亭侯・列侯（尤も列侯をここに配することは右述の通り、従いがたいが）・關内侯はみな初めは實際に邑戸を食むものであつたが、しかし、前掲の臧霸の孫の場合に、子三人を封じて列侯とし、一人に爵關内侯を賜つたとあるように、列侯と關内侯とは別様に記されていることからすると、關内侯はのちに虚封となつたのであろうと述べている。

なるほど私が魏の關内侯賜與の事例を五十數條あつめて

みた結果では、その大半が「賜關内侯」という表現になつており、列侯のばあいのように「封某侯」という表現は殆んどとられていない。しかし、そのことから直ちに關内侯無封説に走るのには早計ではないかと思う。というのは魏志卷二二 陳群傳に

泰（群の子）、前後以功增邑二千六百戸、賜子弟一人亭侯、二人關内侯

とあつて、亭侯のばあいでも「封」といわずに「賜」ということがあり、反對に卷一五 梁習傳注所引魏略に

（太祖）以習前後有策略、封爲關内侯

とあり、また卷二七 王基傳に

常道郷公即尊位、前後封基子二人亭侯、關内侯

ともあつて、關内侯のばあいでも絶対に「封」といわなかつたわけではなく、「賜」「封」の用語の別だけから結論を下すのは危険であるからである。さらに個人の傳について關内侯が有封であつた例をあげると、魏志卷一六 蘇則傳注所引魏名臣奏載文帝令に、文帝が、試守金城太守蘇則の功をよみして、これを賞しようとするに當つて、爵邑を加うべきか、未だしとするかを、雍州刺史の張既に問い、そ

の賛成をえた上で則を關内侯としたことが見える。これは關内侯の賜與が爵邑の賜與を意味している證據となる。

また卷九 曹眞傳に

眞少與_二宗人曹遵_一・郷人朱讚_二並事_三太祖_一、遵・讚早亡、眞怒_レ之、乞_下分_三所_レ食邑_一、封_中遵・讚_上、詔_三聽_下分_三眞邑_一、賜_中遵・讚_上子爵關内侯各百戶_上（文帝代）

とあり、卷九 夏侯惇傳に

帝（太祖）追_三思惇功_一、欲_レ使_三子孫畢_下侯_一、分_三惇邑_一千戶、賜_中惇_上七子_二孫爵_一、皆關内侯

とあり、卷一八 龐惠傳に

文帝即_三王位_一、賜_三（惠）子會等四人爵關内侯、邑各百戶。とあり、卷二三 杜襲傳に

明帝即位、進封_三平陽鄉侯_一、分_三邑百戶_一、賜_三兄基爵關内侯_一

とあり、さらに卷二七 王基傳にも

高貴郷公即_三尊位_一、進封_三常樂亭侯_一、進_三封安樂郷侯_一、上疏求分_三戶二百_一、賜_三叔父子喬爵關内侯_一

とある。惜しいことに、魏志の中に關内侯の戸邑について明記しているのはこれしか見當らず、他はすべて「賜爵關

内侯」という簡単な表現ばかりなので、斷定的なことはいえないが、ともかくも魏のほとんどすべての時代に亘って關内侯有封の例證がある限り、簡単に兪氏の説に従うことはできないであろう。なお通典は前掲の魏の九等爵の記事のあとに「關内侯爲虚封自此始」といつている。もしこれが正しければ、關内侯は形式的に戸邑何戸といわれても實收はなかった、ということになるが、それでは前掲の分封者が戸を分つことの意味が十分理解できないから、直ちに通典のいうところに従うことはできない。

以上、列侯・關内侯に關連して二、三の問題點を拾ったが、要するにそれは漢代の（詳しくいえば後漢の）制度の繼承に外ならない。もちろん制度は變改させなくても、建安十二年以來の論功は曹操が自らの尺度において行ったものであるから、列侯・關内侯の實質的な再編成はむろんあつたに相違ない。たとえ魏志卷一七 徐晃傳を見ると、徐晃は後漢末、董卓のために長安に拉致されていた獻帝が辛うじて逃れて安邑にいたったとき、功によって都亭侯に封ぜられたが、のち曹操に歸屬し、徧將軍として袁紹の運車を攻撃し、功最も多く、都亭侯に封ぜられた、と書かれ

ている。この場合、徐晃がすでに都亭侯であるのに、また改めて都亭侯となっているのは、おそらく先きには漢の論功規準によつたのに對し、曹操が全く新しい立場で自らの規準によつて封建を行ったことを意味するものである。

魏志卷一八 龐德傳に、德が後漢の初平・建安中に都亭侯となり、のち張魯に従い、さらに曹操に下つて關門亭侯とされたことが見えるが、これも同様のケースとして理解できらるであらう。

しかし、これらの人々は、漢において功を立てたと共にのちに魏に對しても功を立て、その功の再評價の機會にめぐりあつた人である。しかし、漢代に功あつて列侯となつた人々で、その後、魏に對して特別に貢獻するところのなかつた人は、どのように處置されたであらうか。これについて曹操の時代には格別の處置をとつたとは思われないが、魏志卷二 文帝紀黃初元年（二二〇）十一月の條には

以漢諸侯王爲崇德侯、列侯爲關中侯^一

という記事がある。ここに見える崇德侯・關中侯こそは、これに先立つこと五年、建安二十年（二一五）に制定された名號侯以下五大夫までの爵級の具體例であると見るべき

であらう。崇德侯とはおそらく、名號侯の一つであつたと考えられる。

思うに名號侯—五大夫までの爵級は、全く魏の創作にかかるとあり、その新設の意味がどこにあつたかについて、何らかの説明がなされねばならぬ。前述のように漢の諸侯王・列侯が、名號侯・關中侯に切換えられたことから推して、或いはこれは漢の王侯の名目的な位置づけのためと見るのも一つの考え方であるが、しかし、文帝のときに孫資が關中侯（魏志卷一四）となり、齊王芳のときに劉整・鄭像が關中侯を追賜されている（魏志卷四）ように、引續き魏臣に對する行賞の對象となつてゐることからみて、名號侯以下が漢の王侯の再配置のためにのみ用意されたとは思われない。そこで何か別の説明が必要になるわけであるが、

その説明の前に、名號侯から五大夫までの新爵が、いつたいどの程度の高さに在るものかを考えてみる必要がある。それについて、魏志卷一 建安二十年の條注所引の魏書には

置名號侯^二、爵十八級、關中侯、爵十七級、皆金印紫

綬、又置關内外侯^三、十六級、銅印龜紐墨綬、五大夫、十五級、銅印環紐、亦墨綬、皆不食租、與舊列侯、

關内侯・凡六等、臣松之以爲、今之虚封、蓋自「此始

とある。ここにいう名號侯爵十八級以下、五大夫十五級までの數字は果してどう理解すべきであらうか。漢の二十級爵の數え方よりするならば、名號侯は下から數えて十八番目、五大夫は十五番目の高爵ということになるが、魏志を通讀しても、魏爵五大夫の下にさらに十四階もの爵名があった痕跡は存しない。また漢の五大夫が下から九番目であるのに較べて、魏の五大夫が高きに失するという觀も蔽いえない。

そこで思うに、名號侯爵十八級、關中侯十七級、關外侯十六級、五大夫十五級というのは、必ずしも魏の爵における階次を示すものではなくて、魏の創設した爵が、漢の爵にあてはめたらどの邊に相當するかを示したものであるまいか。漢の爵制では、列侯・關内侯以下、民爵公乗の上に、大庶長（十八級）・駟車庶長（十七）・大上造（十六）・小上造（十五）・右更（十四）・中更（十三）・左更（十二）・右庶長（十一）・左庶長（十）・五大夫（九）という爵が存した。魏においては右の十階を削除して、名號侯・關中侯・關外侯・五大夫の四階を以てこれに相當させたの

ではないかと考える。

いったい漢代において大庶長以下の爵が、どのような形で賜與されたかを見ると、大體前漢では次表のように主として官人の優遇のためのことが多かった。

帝名	時代	授爵對象	爵名
景武	後元年 元狩元年	中二千石・諸侯相 中二千石	右庶長
宣	本始元年	吏二千石・諸侯相↓中都官 宦吏六百石	左更↓五大夫
ク	地節三年	中二千石	右庶長
ク	元康三年	中二千石↓六百石	中更↓五大夫
ク	五鳳元年	列侯の嗣子	五大夫
元	初元二年	中二千石	右庶長
ク	永光元年	吏六百石以上	五大夫
ク	竟寧元年	列侯の嗣子	五大夫
成	永始二年	百萬以上の振贖者	右更
平	元始四年	三十萬以上の振贖者 九卿↓六百石 宗室屬籍者	五大夫 五大夫以上

ところが、後漢に入ると官人に對する賜爵例は乏しくなり、前漢成帝時代にその端緒を見せたような入錢殺者に對する褒賞としての賜爵例が多くなってくる。すなわち安帝の永初三年には吏人の入錢殺者に對して爵關内侯・五大夫

を賜う令が發せられ、桓帝の永興四年には、七月の京師の零に當つて同じような令が出ている。その他、後漢末に關内侯が賣爵の對象となつたことも有名な事實である。

要するに大庶長以下、五大夫までは、本來官人優遇の際に用いられることが多かつたが、後漢になると次第にその本義を離れていったものらしい。また前表の例を見ると最高の賜爵例は右更あたりである。もちろん官位には萬石というのものもあるから、それらに相當する高爵があつても不思議ではないが、それにしても右更の上は大庶長・駟車庶長・大上造・小上造の四階もあるのは繁にすぎるくらいがある。勢い、これらの爵は次第に空名に化しつつかつたのであるまいか。前漢の武帝のとき卜式は國家に粟を入れて左庶長を賜わり、再び粟を入れて一擧に關内侯とされたが、後漢の入粟者に對する授爵でも、五大夫と關内侯だけが問題となっているのは、いわゆる官爵の細かい刻みが次第に空名化したことを示すのであろう。

建武二十年における名號侯↓五大夫の爵の制定は、漢の大庶長↓五大夫までの十級の爵が、主として官人優遇のために用いられたという本義を失うと共に、次第に空名化し

つつかつた事實に鑑みた結果行われたものと見るべきである。曹魏の爵は多くの點で漢爵を踏襲しているとはいへ、大庶長以下のいわゆる漢の官爵を削除整理してもはや復活させるところがなかつたという點では、やはり新しい要素を含んでいたといえよう。

最後に、漢の民爵が魏においてどうなつたかは、私には十分の解答が用意されていない。そして具體的な民爵の名稱も容易に發見できない。しかし文帝の黃初元年・同三年、明帝の太和元年・青龍元年・景初二年に、それぞれ國家の慶事に當つて天下の男子その他に賜爵の行われた事例が存するから、おそらくは漢代同様の爵が存したのではなからうか。近時、漢の民爵が古代帝國の人民掌握の具體的手段として大きな意味をもつていたことを西嶋定生氏が唱道されたが、同様の問題を曹魏の時代に投げかけるには私の思索も史料の檢索も全く不十分なので、いまは民爵の問題に入ることを差控えねばならない。

① 俞正燮 癸巳類稿卷一一「關内侯說」の條所引。俞氏はこの理道要訣の文を玉海から引いているが、私はまだ玉海の中にその文章をつきとめることができない。

- ② たとえば本田濟氏「魏晉における封建論」人文研究六ノ六。
 ③ 布目氏「前漢侯國考」東洋史研究 一三ノ五。
 ④ 宮崎博士「中國における聚落形體の變遷について」大谷史學第六號。

- ⑤ 都郷侯・都亭侯については、日知錄卷二二 都郷・都郷侯・亭侯の各條、十七史商榷卷三八 都亭の條、二十二史考異卷九 侯國考の條、勞幹氏「居延漢簡考證」都亭部の條を参照すべきである。宮崎博士は「都亭とは郷城中にあり、郷に重複する亭である」といわれ、當然、縣と都郷の間の關係も同様に考えておられることがわかる。ただ史記司馬相如傳案には「臨邛郭下の亭」という語があり、漢書嚴延年傳に「延年の母が東海より來つて都亭に止まり府に入らなかつた」という話があり、居延漢簡(二四)五〇五・三七に、「居作都亭部」という記事もある。一方、後漢書皇后紀には「凡都亭者、並城内亭也」ともある。

これらを矛盾なく解くことは困難であり、私も斷定的な見解に到達していないが、ここに一つ縣なら縣、郷なら郷という一つの城を考え、さらにその城の中を二つの部分に分けて縣郷の府の所在するところの郭内と、その郭外の居作可能の地帯とを考えてみてはどうであらうか。そうだとすれば都亭とは縣郷城内の官府の一郭を除く、生産者の耕地や住居を含む部分ということになるのではあるまいか。なお宮崎博士によると都亭は郷城内に、都郷は縣城内に夫々重なることになっているが、居延簡によれば、縣城内に都亭の存することもあつたらしい。

- ⑥ 日知錄卷二二にも、後漢の梁冀が比景(日南郡)の都郷侯に徙封されたことをあげ、都郷侯は必ず封ぜられる所の地があつたに相違ないが、その列傳中、封地を言つてないものは、史の略である、と述べられている。

- ⑦ 癸巳類稿「關内侯說」。

- ⑧ 同右。

- ⑨ 關内外侯の内の字は潘涇(三國志集解所引)の指摘する通り、衍字であらう。

- ⑩ 漢代の大庶長以下の官爵名は、次の晉代にはもはや見られない。そして三國新設の爵の中で關中侯の如きは、陳騫の兄の子裡や羊祐がその爵をえたのを初めとして碑文にその例數條を見る(關中侯劉船金石萃編二五。光祿勳向凱、鴻臚成公重石錄。右軍將軍鄭烈の子續)。

三 曹魏列侯・關内侯の封邑に關する問題

晉書王導傳には魏の武帝が授官・授爵において嚴正であつたことがのべられている。また魏志卷一六 蘇則傳の注には、文帝が蘇則に爵邑を加えようとして、雍州刺史張既に向い、「封爵重事、故以問卿、密白意、勿言露也」と問うたことも見えている。このように魏の封建は一般に慎重を期して行われたが、その封戸の大きさについても、魏志卷八張繡傳に、「この時、天下の戸口減耗し、十にして

亭侯 ((都)は中に含まれた都亭侯の數)						郷侯 ((都)は中に含まれた都郷侯の數)						侯							
計	以高後貴	齊王	明帝	文帝	太祖	計	以高後貴	齊王	明帝	文帝	太祖	計	以高後貴	齊王	明帝	文帝	太祖	時代	戸數
一					1	一	1					一	1						2萬以上
一												一		1					1.2萬
二												一		1					1萬
二												一			1				9,600
一												一	1						6,600
一												一	1						5,700
一												一	1						4,700
一												一					1		4,300
一												一	1						4,000
一												一			1				3,900
二												一	1						3,500
一												一				1			3,100
一												一					1		2,900
一												一	1						2,780
一												一					1		2,600
一												一	1						2,500
一												一						1	2,200
一												一							2,100
一												一						1	2,000
一												一						1	1,900
一												一						1	1,800
一												一						1	1,700
二	2							1				一						1	1,700
二												一						1	1,350
二												一						1	1,300
二												一						1	1,300
二												一						1	1,200
五	1	1	1									一						1	1,200
五												一						1	1,100
五												一						1	1,100
三												一						1	1,000
三												一						1	1,000
五												一						1	800戸
一												一						1	700
一												一						1	600
二												一						1	500
二												一						1	400
三												一						1	300
一												一						1	200
一												一						1	200
五	1	2	2									一						1	100戸

裁かに一在り、諸將の封、未だ千戸に滿つるものあらず、而して(張)繡、特に多し(二千)とあるように、極力その抑制が加えられたようである。それにしても、魏初の抑制策は果してどの程度厳しく守られたであろうか。また現實に、魏の侯(郡縣侯)・郷侯・亭侯はどの程度の戸數を食んでいたのであろうか。戸數の記錄された史料に即して具體的に考察した結果を表示してみよう。

右の表によって知りえたことを列記すると

(一) 侯のばあい、千戸以内に抑えるという方針は太祖の時代を過ぎれば殆んど崩れ、特に末期に近づくにつれて、戸數が増大する傾向が著しい。

(二) 侯については、最低線が千戸であるということがいえるだけで、布目氏が前漢の列侯について千戸から三千戸までが普通であったと結論されたように侯の普通の大きさについて斷定を下すことはできない。

(三) 郷侯については、一應、八百戸以下、六百戸以上あたりが普通であるといつてよいであろう。

(四) 亭侯は三百—一百戸を普通といえよう。

(五) 都郷侯・都亭侯の戸數は、特に一般の郷侯・亭侯の戸

數を上廻るものではない。

(六) 侯・郷侯・亭侯の戸數の多少は、かならずしも爵の上に正比例するものでない。時には亭侯・郷侯の方が、それぞれ郷侯・侯より多くの戸を食むこともある。また同一爵の中でも戸數の懸隔はかなり大きい。

この(六)の意味をどう理解したらよいであろうか。これについては、いろいろの考え方ができるであろう。たとえば封地からの収入は、その土地の豊沃の度合によって相異なるから、戸數の多いところ、必ずしも租入が多いとは限らない。封侯が、より經濟的條件のよい土地に封建されることを望んだであろうことは、たとえば宗室諸侯王の例であるが、鄆陵侯曹彰が一度その國に行きながら、鄆陵が瘠薄であるために中牟に治せしめられ、のちに中牟王となった話がある(魏志卷一九)。また魏志卷一七 徐晃傳所引の魏書に

文帝即位、封_二朱靈_一鄆侯、增_二其_一戸邑、詔曰、今封_二鄆侯_一、富貴不_レ歸_二故郷_一、如_二三夜行衣_一繡、若平常所_二志願_一、勿_二難言_一、靈謝曰、高唐_{宿所}願、於是更封_二高唐侯_一

とあるのも、朱靈がその郷里より山東高唐の地理的條件の

優位を思った結果ではないかと思われる。しかし、それならば、轉封の結果、實質的に収入はふえても、形式的には戸數が減るといったケースがあつてもよい筈であるが、そのような例は私には見出されなかつた。それ故に、封地の厚薄というだけでは十分の説明にならないであろう。

いったい有爵者の軍功又は官人としての功績に對する論功には進爵と増邑の二つの方式がある。進爵には多くの場合増邑が伴なうけれども、かならずしもそのことが明記されていなくてもある。思うに、有爵者を進爵せしめるか増邑の形で済ますかについては、何らかの判定規準が存したのである。したがって、たとえ、功勞のある人でも、その功勞が進爵の水準に達しない時には増邑の形に止まり、その代り、その増邑の結果としては上級爵の人の戸邑を上廻る結果も起りえたのではあるまいか。しかし、進爵と増邑との境界線がどのようなものであつたかは、今の私にはつきとめられない。

(四) 右の表に見える封戸の數は概ねラウンド・ナンバーであるが、實際に縣・鄉・亭に食むとすればそこに端數のあつたことは勿論であろう。陽曲侯郭淮が二千七百八十戸

(魏志卷二、南鄉侯王淩が一千三百五十戸(卷二)であつたと、それに宗室諸侯王のばあい、濟北王曹志が九百九十戸であつたのなどはそのような端數の例に近いであろう。

以上、列侯の封戸の數の實際を示すと共に、若干の問題點を拾つてきたが、列侯の邑に食む實際の姿は容易に明かにしがたい。布目氏は前漢の列侯が縣に食んだということの實際を追求して、前漢の縣の大きさと列侯の封戸の大きさとを比較に及んだ^①。その結果、漢書地理志によつて天下の郡の縣の平均戸數を算出して「七四七五戸」という數をえられ、また當時、萬戸を境として縣の長官が令・長に分たれていることなどにも着目して、「一般の縣の戸數についていえば數千戸、或いは七、八千戸程度」という推定を下し、一方、縣に食むという列侯が平均二千戸程度であることから、列侯が縣の全戸を食むものではなかつたであろうことを主張された。そしてまたかの蕭何が同じ鄼の地において益封を受けている事實をも引いて、その説を補強しておられる。

この犀利な議論の進め方は、まことに参考に價するもの

であるが、惜しむらくは魏に關しては、一縣の平均値を求めるとき手がかりも殆んどない。ただ魏志卷一九 任城威王彰傳を見ると、彰は太和六年(二三二)に五縣二千五百戸を食んでおり、卷二〇 中山恭王亮傳を見ると、亮は青龍元年(二三三)に、縣二・戸七百五十を削られ、同卷楚王彪傳を見ると、彪は太和元年(二二七)に、縣三・戸千五百を削られ、同卷 東平靈王徽傳によると、徽は青龍二年(二三四)に、縣一・戸五百を削られ、同卷 樂陵王茂傳によると、茂も正始三年(二四二)に、縣一・戸五百を削られている。これらによって考えると、魏の時代には一縣の戸數が五百程度であることは珍しくなく、甚しいときは四百戸にも充たぬことがあったようである。晉書庾峻傳に蘇林が庾峻に語った言葉として、魏の齊王芳の當時、潁川の鄆陵縣の戸がわづか數百であったと見えている。かつて五六萬戸といわれた鄆陵のこの激減ぶりは一見、極端な例のようであるが、前掲宗室諸王の傳による縣の戸數の推定が決してありえぬ數字でないことを示すものである。その意味では當時、縣侯・鄉侯・亭侯が戸數の上から接近したことは否めない。もとより一縣の戸數は地域によ

って相違もあろうし、また魏末になって戸口の數字の急増を見たところにはより大きな縣もできたであろう。かりに太祖のとき、張繡が宣威侯となって二千戸となり、文帝のとき沐秉が開陽侯となって千二百戸、明帝のとき重昭が樂平侯となって千戸、齊王芳のとき郭淮が陽曲侯となって二千七百八十戸、高貴郷公のとき諸葛誕が高平侯となって三千五百戸とそれぞれ食邑を與えられたのが、一應、縣の全體ないし一部を食んだものと見るならば、魏においても三千戸以上の戸を有するような縣が全くなかったとはいえない。同様にして郷・亭についても、その戸數にある程度の幅のあったことは認めてよいであろう。

それにしても、一般的に縣・郷・亭の戸數が減じているこの時代のことであるから、前掲表に列擧した列侯の中には、むしろ前漢などとは反對に、一つの縣、または郷・亭のみの戸を以てしては額面通りの戸數を充たしえない場合もあったとは考えられまいか。そしてその場合には侯・郷侯・亭侯がそれぞれ數縣・數郷・數亭を并有するとか、縣侯が縣の外に郷亭にも戸を并有するといった形がありえたのではないかと想像される。かの後漢の武將の吳漢は廣

平・斤漳・曲周・廣年の四縣を食みながら、その稱號は「廣平侯」であった。曹魏においても列侯の呼稱の上に同様のことがあったと考えても差支えないように思う。また曹魏時代の進爵事例の中に「増邑何戸、并前何戸」という書き方をしている例が少くない（侯となったものの事例は八、郷侯となったもの三、亭侯徒封一）。このばあいの并前の語は、單に「新爵の戸數の中に舊爵の戸數が合計されている」という單純な意味にとれないこともないが、また一つの考え方としては、當時、縣・郷・亭の相互に戸數の開きが少かったことから、上級爵に進んでも、一縣・一郷では十分に増邑の目的を達しえぬ故に、舊爵當時の戸數も併せ食ましめたことを示すとは見られないであろうか。一解を記して後考にそなえることとする。

列侯・關内侯の收租率については残念ながらそれを推す手がかりが存しない。そこで次にはかれらがその封地との間にどの程度の現實的なつながりをもっていたかを考えた。列侯の中のあるものが、その封地に第宅をもっていたであろうことは齊王芳の正始九年（二四八）三月甲午に、司徒衛臻が位を辭し、侯を以て第に就いたこと（魏志卷四）嘉平

元年（二四九）正月に、大將軍曹爽らが、太傅司馬宣王のために職を免ぜられ、侯を以て第に就いたこと（同卷）などから知られるが、すべての列侯が第宅を有したかどうかは疑わしい。初學記卷二四 宅 の條に

宅亦曰第、言有甲乙之次第也、一曰、出不由三里門二面三大道三者爲第、雖三爵列侯、食邑不_レ滿三萬戸、不_レ得_レ作_レ第舍、在三里中、皆不_レ稱_レ第（御覽卷一八一はに作るが初學記がすぐれる）

とある。これは魏王奏事の記事であるが、これに従えば、その封地に「第」と稱しうるほどのものを築き、大道より出入して威儀を示しうるような列侯は殆んどありえないことになる。魏では列侯のすべてに對して就國の義務を課したらしい痕跡がない。錢大昕は、後漢に都郷侯・郷侯・都亭侯・亭侯ができたが、ここにおいて「侯にして國を爲さざる者」ができたといっている。この考えは、ここに適用できるかも知れない。事實、特例を除いては列侯の封邑は極めて小さく、また諸所并有の形も多かったと考えるから、一々その封地に家を構えるようなことはありえなかったであろう。もちろん右の初學記の記事によれば列侯の

小さなものが、里中において一般の民家と相並んでその家を有していたことも考えられる。しかし、その多くは、列侯が官を退いたのちにその老後を養う場所程度の意味しかもたず、それが封侯としての權威の象徴であったとは殆んど考えることができない。

そこで、このことと併せて問題となるのが列侯の下における官制の問題である。漢代の侯國には、次のような官があった。

名稱	相當官	前漢の制	後漢の制
相丞 家丞 門大夫 庶子 行人 洗馬	縣令長 三百石	身分は中央につながる。封邑に常在。家事を理める。列侯に侍し家事を理める。	同上。 後漢では千戸以上ののみ。職掌は同上。 省く。 同上。 省く。 省く。

總じて後漢では、侯國の官僚が消滅しつつあるが、布目氏はまた、前漢でも郷侯程度の大きさの列侯では相が派遣されなかつたであろうことを錢大昭の「後漢郡國令長攷」の説を援用しつつ、推定しておられる。

曹魏においては、史籍封侯の官制の見えるのは宗室の王侯の場合に全く限られている。王のことは、當面の課題ではないが、参考までにそれも一括して考察の対象に含めてみよう。

官職	王侯別	出典	記 事
相	王	魏志卷二二 盧毓傳	文帝踐阼從黃門侍郎、出爲濟陰相（濟陰王曹據の相）梁譙二郡太守、爲歷城侯徵文學、轉爲相。
相	侯	卷二五 高堂隆傳	鄆陵侯（曹）彰征二代郡、以豫爲相。是時太祖諸子高選官屬、令曰、侯家吏、宜得淵深法度、如邢顛一輩、遂以爲平原侯（曹）植家丞。
相	侯	卷二七 田豫傳	庶子劉楨書諫植曰、……
家丞	侯	邢顛傳	儉襲父爵、爲平原侯（曹）文學。
庶子	侯	同右	爲歷城侯（曹）徵文學、轉爲相
文學	侯	卷二八 母丘儉傳	（太祖）令曰、諸侯長史及帳下吏、知吾出、輒將諸侯、行、意否……
文學	侯	卷二五 高堂隆傳	
長史	王・侯	卷一九 陳思王植傳 所引魏武故事	
帳下吏	王・侯	同右	同右

このように見てくると、宗室のばあいの侯の家では、後

漢に消滅した官を除き、漢代に存した官のすべてを備えており、さらに文學・長史の如く、漢代にその名を見ぬものも存したことがわかる。

異姓諸侯のばあいに同様の官があったかどうかは全く例證を缺くが、宗室といい異姓といい、同じ列侯の格にある限り列侯にして國を有するものは同様の官があったと考える方が自然であろう。しかし、それは列侯が現にその封邑に家屋を有して、現地における收租その他のためにもどうしてもある程度の人員を必要とする場合のことである。列侯という名はあっても、その戸邑少く、その封地に家をもつことがあったかどうかも疑わしいような郷侯・亭侯などにおいては官僚を有しないことが多かったのではあるまいか。

- ① 布目氏「前漢侯國考」東洋史研究 一三ノ五。
- ② 布目氏は漢書卷五九に、張延壽が陳留に國をもちながら、別邑が魏郡にあつたことを指摘し、益封の場合に、その縣の戸數が足りなくなり、別邑が發生したのではないか、という推定を下しておられる（前掲論文註⑭）。私の考えも、ここにヒントをえている。
- ③ 進爵増邑に當り「并前何戸」とある例は左の通りである。

21	18	9	15	22	17	13	13	13	9	9	5	卷數
傅蝦	呂虔	賈詡	張軌	陳群	張遼	王朗	華歆	鍾繇	曹洪	曹仁	文德郭皇后傳	列傳
傅蝦	呂虔	賈詡	張軌	陳群	張遼	王朗	華歆	鍾繇	曹洪	曹仁	郭表	人物
武郷亭侯	益壽亭侯	都亭侯	都郷侯	穎郷侯	都郷侯	樂平郷侯	安樂郷侯	平陽郷侯	明亭侯	安平亭侯	郷侯	前爵
前二千二百戸（齊王代）	以功進封陽郷侯、増邑六百戸、并前二千二百戸	進爵魏壽郷侯、増邑三百、并前八百戸（太祖代）	徙封西郷侯、増邑二百、并前四百	進封穎陰侯、増邑五百、并前千三百戸（明帝代）	封晉陽侯、増邑千戸、并前二千六百戸（文帝代）	進封蘭陵侯、増邑五百、并前千二百（明帝代）	進封博平侯、増邑五百戸、并前千三百戸（文帝代）	進封定陵侯、増邑五百、并前千八百戸（明帝代）	進封野王侯、益邑千戸、并前二千一百戸（ク）	進爵陳侯、増邑二千、并前三千五百戸（ク）	帝進表爵、増邑五百、并前千戸（文帝代）	進爵記事

四 曹魏爵における特徴的事實

封爵を論ずるときに當然浮び上ってくるのは相續の問題であろう。前漢の封建においては、豫め正規の手續を経て國家によって嗣たることを承認された實子のみが、封爵の繼承を認められ、子無ければ國除かれるという極めて厳しい規定があった。その意味では封侯の相續は強力な國家の統制の下におかれていた。このことは、つとに牧野博士の雄篇によって餘すところなく説きつくされている。後漢に關しては專論を見ないが、錢大昭の後漢書補表によって調べても、無子國除の例が功臣・外戚の侯者について二十一つも見出される。これらの國除の處置に遭った人でも馬廖の子の程鄉侯馬遵が無子國除となつたのち、馬廖の孫が紹封されており、獲嘉侯馮代が無子國除となつたのち弟の承が紹封されているといったように、甥とか弟とかがあつたことは確かなのであつて、それにも拘らず、國除となつてゐるのは、「子の繼承」が必至とされてゐた證據であろう。

このことは後漢時代に、子以外の繼承の行われた例證が認められず、また特別の例を除いて養子繼承の事實も存しな

かつたことと相俟つて、前漢時代の制度がほぼそのまま行われたことを物語っている。

魏において列侯の封爵が世襲されたことは申すまでもないが、關内侯も同様であつたことは邢顛^(魏志卷一二)・司馬芝^(卷二)・龐涪^(卷一)・桓嘉^(卷二)・楊阜^(卷二)の例に明かである。ただ魏志卷一一所引王隱晉書によると、太祖のとき關内侯を賜つた郭憲が、黃初元年(二二〇)に卒したのち正始^(二四〇)の初めにいたつて、國家が憲の功を追思して、またその子に爵關内侯を賜うたということが見えてゐる。

このばあい郭憲の死後、憲の爵關内侯がその嗣子によつて繼承され、正始における關内侯の時は嗣子以外の子に對する賜爵であつたとすれば問題はないが、もし郭憲の爵が一度杜絶えたのだとすると、關内侯の世襲制について疑問が残ることになる。しかし、このばあいは、たとえば郭憲が生前、何かの事情で嗣子を立てる手續を怠つてゐたために嗣爵が順當に行かなかつたのかも知れぬし、この一例のみを以て、關内侯世襲制の實在を否定することはできないであらう。

封建の相續は、原則的には長子によつて行われる。それ

故に、魏志卷二二 桓階傳に

階徙封安樂鄉侯邑六百戶、又賜階三子爵關內侯、祐

(長子) 以嗣子不封、病卒、又追贈關內侯

とあるように、父の生前、一族の並封や分封が行われることがあっても、嗣子は父の爵の相續豫定者として分封されないのが常であった。^①

さて長子に故障があるとき、次子が相承けたことは、魏志卷一〇 荀攸傳に「長子緝、有攸風、早歿、次子適嗣」とあることから明かであるが、子無きときは國除となる原則はこの時代にも一應存した。そのことは、右の荀攸傳に「次子適嗣、無子絶」とあるのを初めとして、卷一六 任峻傳に

(峻) 建安九年薨、子先嗣、先薨、無子國除

とあり、卷一五 溫恢傳に

賜恢子生爵關內侯、生早卒、爵絶

とあることから知られる。この場合、任先の如きは、のちに父峻の中子(任先にとって弟)がおって、のち文帝の功臣追録の趣旨によって關内侯とされているから、その家の絶えたのは、封建相續者が子であることを必至とする

という鐵則に従ったのに違いない。

ところが魏の封建相續がすべてのばあいはこの原則によって貫かれていたかという決してそうではない。むしろ文獻には、この原則と矛盾する事實が多く記録されているのである。

第一は、子以外のものの繼承という事實である。すなわち、太祖のとき關内侯楊阜が卒したとき、孫の豹が嗣いだのを初めとして、黃初二年(二二二)、關内侯丁廙が卒して子無きとき、弟の子の阜がこれを嗣ぎ(魏志卷二二)、黃初四年より以後、都亭侯蘇怡が薨じたとき、弟の愉が封を襲い(卷二六)、また明帝のとき封ぜられた昌武亭侯司馬遺が薨じたとき、その從弟の子の洪が嗣ぎ(卷一五) 甘露二年(二五七)、容城侯盧毓が薨じたとき、孫の藩が嗣ぎ(卷二二)、景元四年(二六三)、安國侯高柔が薨じたとき、孫の渾が嗣ぎ(卷二四)、嘉平二年(二五〇)、大利亭侯孫禮が薨じたとき、孫の元が嗣ぎ(卷二四)、封建相續者の範圍は、前代に比して擴大している。なお右の舉例のうち、容城侯盧毓のばあい

高貴郷公即位、(毓)進封大梁郷侯、封一子高亭侯、
 ……進爵封容城侯、邑二千三百戶…甘露二年薨…孫藩嗣

となっていて、毓に高亭侯となった一子があつたことがわかる。それにも拘らず、それが毓を相續しなかつたのは、或いは封侯に二子以上があるとき、次男以下が別に封建されたときには、たとえ、そののち父の後と豫定される長子が死亡しても、もはや父の封爵を嗣ぐことなく、相續順位が長子の子の方に及ぶことを示すものであろう。もっとも一度、列侯となつて家の外に出た弟でも、もし長子に子がなく、その長子に事故の起るときは、相續の順位が廻つてくることになつていたかも知れぬ。魏志卷一八 文聘傳に新野侯文聘の子岱が、分封を受け、その後、聘に先立つて死んだので、聘の養子休が、聘の爵を受けた話がある。この場合、魏志に「聘葬：岱。又先亡、聘養子休嗣」とあつて、わざわざ岱の先亡のことが明記されているのは、彼が健在であつたなら、長兄に子がいない場合、當然彼が再び父の家に還つて、父の爵を襲うべきであつたことを暗示している。

次に、著しいのは、前漢では全くありえなかつた養子相續が行われていることである。まづその實例を示すのに、魏志卷五 文昭甄皇后傳に、明帝が、生母甄皇后の亡從孫

甄黄を追封して黄列侯とする一方、夫人郭氏の從弟郭憲をして甄黄の後とし、甄氏の姓を承けしめたことが見える。

また卷九 夏侯惇傳所引魏書によれば、韓浩は中護軍となり、列侯に封ぜられて薨じたが、太祖は甚だこれを哀惜し、浩に子が無いので、養子の榮を以てこれを嗣がしめたという。さらにさきに擧げた通り卷一八 文聘傳によれば新野侯文聘は、實子の岱を自分より先に失い、養子の休をしてそのあとを嗣がしめている。そして、列侯に嗣がなく、一族中の他の家から子が出でて繼ぐときは、大體兄弟長幼の序によるものであつたが、その順位は絶對的なものではなかつたらしい。魏志卷一六 杜恕傳注所引荀綽兖州記に、阮柯の長兄の阮坦が出でて伯父の爵をつぎ、のち亡くなったので、本來ならば次兄がつぐべきであつたところ、小子の彼が父の愛を受けていたので、父の名さしで繼承することになつたという話がある。

魏における養子制度の一般的盛行の由來については、越智重明氏が「魏晉における『異子の科』について」^②と題する論文の中で、二つのことを指摘しておられる。一つは後漢の陽嘉四年に宦官に對して養子承封を認めたこと、そし

て魏の曹操自らが宦官の系統の出身であるということから、曹操自らが、その制度の正當性を普遍的なものとする必要があったこと、第二は當時の社會・政治上の權力形成の一つの方式として假子という父子關係の擬制の形をとる風習があったことである。氏の考えは極めて妥當と思うので、養子制の來源についてはこれ以上ふれない。

以上、封建相續の範圍が事實として擴大しているにも拘らず、一方では少ないながらも無子國除の制の存するこの矛盾をどのように解したらよいのであろうか。いかに少くとも、その例證の存する限り、私は法制の面の原則としては、兩漢時代のように「無子（子_實）國除」の制度は存しておいたことを認むべきだと思ふ。そして子以外のものの繼承は明文は存しないが、一應、國家の特別の承認という形がとられたと考えるのが穩當ではないかと思ふ。そして「無子國除」になるか、廣範圍の相續が承認されるかは、その時、その時の、國家と家との相對的な力關係によって決められたのではないかと考える。當時の封爵が政治的意味を失って、單なる家産と化してしまつたと言いつつてしまふのは危険であらう。ただ、國家と封侯との力關係

において、國家の支配力が後退しつゝあつたことだけは確かであると思ふ。

無子國除（爵絶・無子絶）の例は、明文の存するものは荀攸・任峻・溫恢の三例で、それらは太祖・文帝時代よりの中には下らない。魏末の景元元年（二六〇）に潁陰侯の爵をおそつた陳恂に嗣が無かつたことがあるが、列傳には「恂薨無嗣、弟溫紹封」とあつて、「國除」とは明記されていない（卷二）。これは當時、犯罪などの理由で國絶となつた家でも、極めて早く紹封⑧が行われている例のあることに照して、もはや國絶・國除の表現を用いる餘地のないくらい早く國が再興されたことを意味するのではあるまいか（それでもこの場合「弟溫嗣」と書かれずに「弟溫紹封」となっているのは、おそらく潁陰侯陳恂の生存中に、子に代るものの立嗣の願出がなされておらず、國家の承認行爲が終つていなかつたことを意味するのであろう）。そうだとすると、事實上、「無子國除」の制は魏末には殆んど空文に近いものになつていたかも知れない。

次に曹魏の封建における一つの顯著な事實として分封の問題にふれたい。分封とは一度受けた封邑の一部を割いて

一族または知人に分つことである。漢書卷九九上 王莽傳に

叔父成都侯(王)商上書願分三戸邑以封莽、當世名士咸爲莽言、上由是賢莽、永始之年、封莽爲二

とあり、分封という考え方はすでに前漢末に兆している。しかし、この場合にも、王莽は分封の形でなしに新たに封建されており、結局のところ、宋の徐天麟もいつているように、前漢には分封の實例はなかったらしい。

ところが後漢に入ると、分封に關して次の數例を見るようになった。すなわち、建武二十八年、吳成(吳漢の孫)が奴のために殺されたとき、吳漢の封邑を分つて、吳成の子の且・且の弟の盱・成の弟の國を、それぞれ濯陽侯・筑陽侯・新蔡侯とした。また永平の初、高密侯鄧禹の薨じたのち、天子は高密國を分つて禹の子の震・襲・珍をそれぞれ高密侯・昌安侯・夷安侯とした。次に西平侯鄧弘が薨じて、子の廣徳のとき、弘が帝師という重い身分であったということから、廣徳の弟の甫徳を都郷侯とした。徐天麟は後漢時代にはこのような分封の例が「ならず存したといつ

ているが(東漢會要卷一七)、宋の熊方の補後漢書年表・清の錢大昭の後漢書補表等によつて調べた限りでは、この外に分封事例を見出しにくい。

或いは徐天麟は、後漢時代に、一人の功に對して、その子弟が幾人か並び封ぜられたり、又は絕家再興のときに、故封侯の縁者が二人以上並び封ぜられたりしたこと(たとえば後漢書賈復傳に、復の子忠が剛東侯を嗣ぎ、罪あつて國除かれ、のち復の小子の邯・宗が夫々紹封されて膠東侯・卽墨侯となつたが如き)などをも分封の事例と考へたのかも知れぬ。しかし分封といふことの概念を、最初に規定したような意味に限定するならば、後漢時代には分封の事例は、まだ決して多くはなかつた。しかも前掲の三つの例の中、吳漢の場合・鄧禹の場合には共に最初の封戸取得者の薨後に屬している。これに對して、曹魏時代に入ると、その時代が短かつたにもかかわらず、分封の事例は著しく増してくるのに氣がつく。すなわち魏志卷二 文帝黃初二年正月辛巳の條には、三公の戸邑を分つて、子弟各々一人を封じて列侯と爲すといふことが見えるが、魏志の列傳中分封の具體例を求めると次の如きものがある(分封事例につ

(列侯の薨後における分封例)

魏志卷數	始封者	戸數	分封時期	分封受領者と始封者との關係	分封爵級と戸數	分封意志主體者と分封の動機
卷九	安鄉侯 夏侯惇	二五〇〇	武帝	七子・二孫	關内侯	太祖が惇の功を追思し、子孫を悉く侯たらしめようとして
五	觀律侯 郭表	一〇〇〇	文帝	嗣子の弟	列侯	文帝
五	開陽侯 沭秉	二二〇〇	文帝 沭秉の時	嗣子の弟(新當主の叔父)	列侯	文帝
九	寧陵侯 曹泰		文帝	弟	列侯	文帝
九	昌陵侯 夏侯尙	二六〇〇	文帝	弟の子	關内侯三〇〇	文帝 張遼の軍功を追録して
一七	晉陽侯 張邈	四三〇〇	文帝	一子	關内侯	文帝 張遼の軍功を追録して
一七	鄆侯 張郃	四三〇〇	文帝	四子・小子	列侯 關内侯	文帝 軍功追録
一七	陽平侯 徐晃	三一〇〇	明帝 徐晃の時	子・孫	列侯	明帝
二二	穎陰侯 陳群	一三〇〇	明帝	一子	列侯	明帝 陳群の功を追録

いはは越智氏が「晉爵と宋爵」と題する論文の中に、これを列擧しておられるので原文の引用は略し、私なりに整理した形のものを表示する。

右の結果を整理すると下表の如くなる。

分封對象者	分封の象	分封の爵	分封の戸數
子	7	13	20
孫	2	2	4
兄	2	2	4
弟	2	4	6
從兄弟	1	1	1
甥	3	3	3
宗人	1	1	1
郷人	1	1	1

さて、下の表を通じて氣づいたことを指摘しよう。
 (一) 分封は、死後よりも生前の方がはるかに多い。

(二) 分封は多く天子の特別の恩典として行われる。また分封が分封を希望するときにも、天子に對して願出の形を

とる必要があった。その意味では分封の權限は形式的にはあくまで、天子に掌握されていたわけである。

(三) しかし、生前の分封が多いということは、それだけ分封についての列侯自身の意圖や願望がそこに反映された

(列侯の生存中における分封例)

魏志卷數	始封者	戸數	分封時期	分封受領者と始封者との關係	分封爵級と戸數	分封意志・主體者と分封の動機
九	明亭侯 曹洪	一〇〇〇	太祖	子	列侯 二〇〇	太祖
一〇	魏壽鄉侯 賈詡	八〇〇	〃	小子	〃 二〇〇	太祖
一七	廣昌亭侯 樂進	一二〇〇	〃	一子	〃 五〇〇	太祖 屢々軍功あるを以て
一七	益壽亭侯 于禁	一二〇〇	〃	一子	〃 五〇〇	太祖
九	長平侯 曹休	二〇〇	文帝	次子	〃 一〇〇	文帝
九	邵陵侯 曹眞	〃	〃	弟	〃 二〇〇	文帝
一三	博平侯 華歆	一三〇〇	〃	弟	〃	文帝
一三	平陽鄉侯 鍾繇	〃	〃	弟・二子・孫	〃	文帝
一三	樂平鄉侯 王朗	〃	〃	兄の子	〃	帝が一子を分封せんとしたとき、朗が乞うて兄の子の分封を許された
一四	右鄉侯 董昭	〃	〃	弟・一子	關内侯 一〇〇	文帝
一四	安鄉侯 程昱	八〇〇	〃	小子・孫	列侯	文帝
一七	都亭侯 張遼	〃	〃	兄・子一人	〃	文帝
一八	新野侯 文聘	一九〇〇	〃	子・從子	〃 關内侯	文帝
九	邵陵侯 曹眞	〃	明帝以後	宗人・郷人	關内侯 一〇〇	共に太祖に仕えたが、早く卒した宗人郷人をあわれみ分封を願出した結果
二四	安陽侯 崔林	〃	明帝	一子	列侯	明帝
二三	平陽鄉侯 杜襲	〃	〃	兄	關内侯	明帝
二六	陽曲侯 郭淮	二七八〇	齊王芳	一子	亭侯 三〇〇	齊王
二七	安樂鄉侯 王基	〃	高貴郷公	叔父の子	關内侯 二〇〇	上疏して分封を求め、叔父の拊育の徳に報いようとし、詔あつて特に聽された
二八	鄧侯 鄧艾	〃	〃	子	亭侯 五〇〇	高貴郷公

であろうことを思わせるものである。現に王朗・曹眞・王基のばあいはその例にもれないが、外にただ、天子の行爲として史籍に書かれている分封も、その實は列侯の意圖にもとづいているものが少なくないであろう。その限りでは封地・封邑が家産に近いものとして觀念される傾向にあったことを認めても大過ないであろう。

四) ただ、分封が家産的意味での租入の單なる分配にすぎないのならば、敢えて分封という形式を踏まざとも、實質的に財産分配の目的を達することは可能であろう。問題は分封が列侯自身にとっては封戸の減少であり租入の削減であるにも拘らず、何故にそれが望ましいこととして、また一種の恩惠として觀念せられたかということの究明にあると思う。

それについて私が思い浮べるのは、後漢ごろから、世上、屢々一門の中における侯者や官人の數を誇示する風の著しくなっていることである。後漢書樊儵傳に「吾が家、竝びに榮寵、一宗五侯……」といい、鄧禹傳に「吾が氏、中興よりのち、累世寵貴、凡そ侯たる者二十九人、公二人、大將軍以下十三人……」といい耿純傳に「凡そ宗

族列侯に封ぜらるる者四人、關内侯は三人、二千石たる者九人、」といい、竇融傳に「一公兩侯、三公主四二千石」といい、梁冀傳に「冀一門、前後七封侯、三皇后、六貴人、二大將軍……」というように、その類例は極めて多い。これによって見ると、後漢以後、門閥主義の擡頭期に當っては一族中、一人の者が榮譽富貴を極めるよりは、できるだけ多くの封侯・官人をその一族中にもつことが望ましいことであつたに相違ない。

ところで官職というものは、おのづからその數に制限があり、またそのポストがあつても才能なければそれに就くことは容易でない。これに對して、ある一人の封侯の所領を分つてこれをその子弟に分ちもたせることは、國家として別段の財源を必要とすることなしに隨時・隨意に行いうることであつた。そして封侯の側でも、子弟に格別の才なくして、これを官人世界の中に位置づけうることになるのであるから、分封の承認を望むことが多かつたにちがいない。

このように考えることが許されるならば、分封こそは、國家が特別の負擔なくして、しかも力のある家々の

魏志 卷數	死亡した 侯者の名	舊爵名	舊戸數	絶家の年次と 事由	絶封の時期	絶封者	絶封爵	絶封戸數	絶封事由
9	曹爽	武安侯	一一〇〇〇	二四九 誅死	嘉平(二四九 一五四)中	爽の父眞 の族孫	新昌亭侯	三〇〇	功臣の世をつぐため
9	夏侯玄	昌陵郷侯		嘉平六年(二 五四)中	正元(二五四 一五)中	玄の父の 從孫	昌陵亭侯	三〇〇	
10	荀適	陵樹亭侯	七〇〇	不明	黄初(二二〇 一六)中	適の父 攸の孫	陵樹亭侯	三〇〇	
16	任先	都亭侯	三〇〇	不明	文帝代	先の父峻 の中子	關内侯		功臣追録
16	杜恕	豐樂亭侯	一〇〇	嘉平四年(二 五二)刑	甘露二年(二 五七)	子	豐樂亭侯	一〇〇	河東樂詳、上書して 恕の父畿の功をいう
22	陳恂	穎陰侯	一六〇〇	不明	不明	弟			
23	常晷	高陽郷侯		不明	不明	弟			

心を國家の側に引きつける有効な手段であったといえよう。私はこの分封許容の制度の中に、六朝期の封爵制と門閥制との對應の一面を看ることができると思う。

五 び す び

た家についても見られた。絶封時の戸數や爵の高さは、原則として前より劣るが、時には全く同じこともあった。

① このことは越智氏も「晉爵と宋爵」において指摘しておられる。

② 東方學二十二輯。

③ 魏における絶封例は次表の通りである。

これによると、絶家と絶封の時期とが共に判明しているものによって察する限り、絶家と絶封の間の年數は極めて短かい。

また絶封は絶家の大半について行なわれ、誅殺の行なわれ

本稿においては曹魏爵制において重要と思われることがらの若干を拾って述べたが、以下に、その論旨を要約しよう。

(イ) 曹魏爵の系列。上級爵は「公・侯・伯・子・男・侯

(縣侯)・郷侯・亭侯・關内侯」である。公・侯・伯・子

・男は原則として宗室の爵であるが、伯・子・男は宗室

列侯者の庶子に對する賜爵であつたらしい。

侯から亭侯までは一括して列侯といわれる。郷侯・亭侯に關連して都郷侯・都亭侯があるが、これらは一般の郷侯・亭侯より爵級や戸數において優位を占めてはいない。封邑のあり場所によつて、そうよばれるだけである。

五等爵・列侯は有封。關内侯については有封から無封に移行したという説があるがにわかに贊成できない。

上級爵の下に官爵ともいふべきものとして、名號侯・關中侯・關外侯・五大夫がおかれた。これは漢の大庶長から五大夫までの爵が、官人優遇の官たる本質を失ない、賣爵の對象となつた上に、あまりに細かい爵級の刻みが、現實性をもたなくなつたので、それを廢し改めたものと思われる。

その外に、漢代同様の民爵があつたらしいが詳細は不明である。

(四) 曹魏爵の形成。魏の太祖武帝が自らの意志で列侯以下の封建を行ったのは建武十二年からである。列侯・關内侯は制度上は後漢の制であるが、論功の尺度は武帝の規準によつた。下つて建武二十年(二一五)には名號侯↓

五大夫がおかれ、文帝の黃初元年(二二〇)には、漢の王・侯が、それぞれ名號侯・關中侯に再配置された。宗室の五等爵が形成されたのは、黃初二、三年のころであらう。

(イ) 封邑の大きさ。本稿では主として異姓諸侯を對象として考察したが、列侯は千戸以上、郷侯は八百―六百戸、亭侯は三百―二百戸程度という推定に達した。ただし、侯・郷侯・亭侯という爵級の上下が戸數の大小と正比例せぬこともある。一般に縣の戸が減少したため、三者の間の戸の大きさが接近した。そして縣・郷・亭の并食の形が多くなつたのではないかと推定される。

(ニ) 列侯と封邑との關係。萬戸以上の巨大な侯でなくては、第宅と稱するものの所有は許されず、封邑との關係は一般に希薄であつた。列侯の官僚については宗室には相・家丞・庶子・文學・長史・帳下吏等があり、封戸の多い場合には異姓でもこれらの官があつたらうと思われが、郷侯・亭侯のばあいだと、それらの官の存在は認めにくい。

(三) 列侯・關内侯の相續制度。原則として子による相續が

認められたと思われる。普通には長子、長子に故障があれば次子が嗣ぐ。次子以下が別に封ぜられたときは特別の場合を除いて、戻って家をつぐことはなかった。

漢代に酷しく守られた「無子國除」の法制はこの時代にも存し、またその實例も見られるが、一方において「子」以外の親縁者の相續や、養子相續が認められているのは、相續に關しての國家と家との力關係において、國家が後退していることを示している。

(ハ) 分封制。列侯生前の分封制の盛行はこの時代に顯著な事實である。これは一門に侯者・官人の多きを誇るといふ門閥時代の風潮に對應し、國家が官人貴族の心をあつめる最も安易、有効な手段として採用したものと考えられる。

以上の考察を通じて、曹魏の封爵が漢爵の系列・特質を多くうけいれながらも、また少からず漢爵を變貌させつつあったことを知るのである。魏に次ぐ晉の國家は爵級の名稱についても、封建相續の制度についても、漢代の制に戻ることとはなかった。その意味では曹魏の制度は晉の爵制の源流をなしているといつてよい。ただ晉のばあいには、魏

爵の體系を殆んどそのまま襲いながら、異姓諸侯に對しても五等爵制を組み合せようとしたところに新しい行き方がある。それならば晉のこの方式は果して何故に採用されたのか。我々は當然その問題に對決しなければならぬのであるが、それについてはなおしばらく熟考の時間をもちたいと思う。(一九六二・一・二二)

On Yen Chih-t'ui 顏之推

Tadao Yoshikawa

Yen Chih-t'ui (531—90?), author of the *Yen-shih chia-hsün* 顏氏家訓, who belonged to the Liang aristocracy, moved to the territory of the Northern Dynasty as a result of the great disturbances on the closing days of Liang. In his work we find his self-importance as a Southern Dynasty literati and, simultaneously, his criticisms on the Southern Dynasty aristocracy. The latter are, for example, expressed in his mentioning of lazy aristocratic life, political impotence, and dilettantism in learning. Though his adverse attitude toward the aristocracy might have been partly due to his rather slight contact with the Southern Dynasty aristocracy, this was largely caused by his own ordeals resulted from his moving to the north. Such circumstances seems to have led him to expose and criticize the weaknesses of those people whose prestige depended on noble lineage, and to give the highest value to the lives of those who devoted themselves to learning. In the thought of Yen Chih-t'ui learning meant how to make good government.

Notes on the Peerage of the Ts'ao-Wei Dynasty

Mitsuo Moriya

With a view to clarifying a few interesting points on the peerage system of the Wei of the Three Dynasties period, firstly the author takes up the process of formation of the Ts'ao-Wei peerage, where it consisted of the five-grade peerage of the Chou period, the *lieh-hou* 列侯 and *kuan-nei-hou* 關內侯 titles after the Ch'in-Han system, and the peerage created by Wei itself. Secondly, the author discusses the size of the *lieh-hou* and *kuan-nei-hou* fiefs in terms of household and their inner structure. Lastly, the author points out that heir apparenacy was widened under the Wei, though the "inheritance by real son" principle of the Han period was still in practice. In view of the fact that fiefs were sometimes divided even in the life-time of lord the author relates the Wei peerage to its noble lineage system.